

不審電話に関する事例

広島県内において、広島市在住の被保険者（女性）宅に大阪社会保険庁と名乗る者から、「6月にお知らせした9月末期限の特別医療給付金一人 32,500 円を振込みたいので、夫と二人分のキャッシュカードを持って ATM（銀行の自動支払機）へ行ってください。」との電話があったが、お知らせの文書も受け取っておらず不審に思い、すぐには対応せず相手方の連絡先を聞いて電話を切った。

改めて相手方の連絡先（フリーダイヤル）に、「この旨の文書を6月に送付しているとのことだったので、再度送ってほしい。」とお願いしたが断られ、何度も ATM へ行くよう言われたが行かなかった。

この特別医療給付金は何なのか不明だったため、当広域連合に問い合わせをされ、当該事件が判明した。

不審な電話等があった場合、広域連合、市町村後期高齢者医療担当または最寄りの警察へ御相談ください。

問い合わせ先：宮崎県後期高齢者医療広域連合

0985 - 62 - 0921（業務課）